

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください。

<b>長野高教組 FAX ニュース</b>	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール <a href="mailto:naganokokyoso@educas.jp">naganokokyoso@educas.jp</a> HP <a href="http://naganokokyoso.com/">http://naganokokyoso.com/</a> FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2021 年 11 月 10 日 (水) No. 393 (21-09)

# 地公労の力で前進回答引き出す

## 55歳以上昇給停止 提案させず！

10月27日(水)に行われた地公労交渉第1波を受けて、11月10日(水)、地公労確定交渉第2波が行われました。依然として続くコロナ禍への対応に学校現場が追われている中、一時金0.10月(再任用0.05月、会計年度任用職員0.15月)のマイナスという県人勧に基づく難しい交渉でした。しかし、4月以降積み上げてきた要求事項に対し、当局も一定の理解を示したうえで、前進回答を引き出し妥結しました。



### 55歳以上昇給停止の提案阻止(全国唯一)

交渉の最大の争点となったのは55歳を超える職員の昇給停止でした。県人事委員会の報告で、55歳以上の昇給停止について「早急に実施する必要がある」と踏み込んだ表現がなされたことを受け、地公労交渉の第1波では人事課長から「任命権者としてどのように対応するか検討している」という発言がありました。地公労として断固として昇給停止を許さないという認識のもとで第2波の交渉に臨んだ結果、令和4年度の昇給停止については見送らせることができました。全国で唯一55歳昇給停止を許さなかったことは、地公労の団結の成果です。

### 初任給の上位制限の改善

臨時的任用職員は年度ごとに任用されるため、賃金については毎年初任給という扱いです。昨年度交渉の成果で、常勤講師の上位制限が1級112号俸に引き上げられ、今回の交渉でも初任給の上位制限の改善を勝ち取りました。「改善」には「廃止」の意味合いも含んでいるということから、独自確定交渉では上位制限廃止を強く求めていきます。

### 不妊治療休暇の新設

長野県では全国に先駆けて不妊治療休暇制度が実現していますが、これまでは特別休暇で無給の扱いとされていました。今回の交渉により、国の人勧で示された付与日数よりも多い「年10日」かつ、有給の休暇制度が実現することとなりました。

### 会計年度任用職員の処遇改善

当局の一次回答では、会計年度任用職員に関する内容はありませんでした。地公労として、立場の弱い会計年度任用職員の仲間の処遇改善を強く求めた結果、国人勧が示した会計年度任用職員にかかわる休暇の日数を超える回答を引き出すことができました。

(2枚目に続く)

## 地公労への回答

- 1 人事委員会勧告について、国の動向等を踏まえ、実施するよう検討する。
- 2 初任給の上位制限について、任命権者において改善を検討する。
- 3 夏季休暇について、6月1日から取得できるよう検討する。(令和4年1月1日適用)
- 4 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に係る休暇制度等について、国家公務員に係る規定の改正内容に準じて改正するよう検討する。

### 【参考：国家公務員の主な改正内容】

- 1 育児休業の取得回数制限の緩和
  - (1) 育児休業の取得回数は、原則1回まで ⇒ 原則2回まで
  - (2) (1)に加えて、子の出生後8週間以内に1回まで ⇒ 2回まで
- 2 不妊治療のための休暇の新設(常勤職員・非常勤職員)  
原則年5日(頻繁な通院を要する場合は5日加算)、有給で新設
- 3 育児参加のための休暇の対象期間の拡大  
産後8週間を経過する日まで ⇒ 子が1歳に達する日まで
- 4 非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和、配偶者出産休暇の新設等
  - (1) 育児休業、育児時間、介護休暇、介護時間の取得要件のうち、在職期間要件の廃止  
1年以上の在職期間の要件を廃止
  - (2) 配偶者出産休暇(2日)、育児参加のための休暇(5日)を有給で新設
  - (3) 産前休暇・産後休暇の有給化

- 5 4に加えて、県独自に次の通り拡充するよう検討する。
  - (1) 新設する不妊治療休暇のための休暇の付与日数について、「原則年5日(頻繁な通院を有する場合は5日加算)」を「年10日」とする。
  - (2) 新設する会計年度任用職員の配偶者出産休暇の付与日数について、「年2日」を「年3日」とする。
  - (3) 会計年度任用職員の産前産後休暇の対象期間の始期について、「分べん予定日前6週間目に当たる日」を「分べん予定日前8週間目に当たる日」とする。

上記の他に、障がい者枠選考で採用された職員の処遇改善が示されました。これまで障がい者枠で採用された職員の給与は、4号俸低く設定されており、極めて不当なものでした。今回の交渉で、障がい者枠で選考採用された職員の給与については4号俸改善されるとともに、在職者調整が行われることになり、賃金の面で大幅に改善さ

11月18日(木)の高教組独自確定交渉に向け、さらなる前進目指して頑張りましょう！